

京都市告示第 361 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 23 年 1 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
山科西野山緯 74号線	山科区西野山射庭ノ上町51番地の20地先 から 同町53番地の32地先まで	メートル 100.60	メートル 6.00 ~ 12.00
伏見西部第三 経13号線	伏見区横大路芝生2番地地先から 同区横大路朱雀38番地地先まで	173.00	7.88 ~ 16.01
伏見西部第三 経14号線	伏見区横大路朱雀36番地地先から 同町42番地地先まで	127.20	8.19 ~ 15.70
伏見西部第三 経15号線	伏見区横大路朱雀22番地地先から 同町27番地地先まで	81.90	8.01 ~ 16.00
伏見西部第三 経16号線	伏見区横大路朱雀17番地の7地先から 同区横大路天王前15番地地先まで	325.10	8.18 ~ 16.40
伏見西部第三 緯10号線	伏見区横大路芝生21番地の2地先から 同区横大路朱雀22番地地先まで	243.00	7.98 ~ 15.80
伏見西部第三 緯11号線	伏見区横大路朱雀42番地地先から 同町27番地地先まで	147.90	7.97 ~ 18.00
伏見西部第三 緯12号線	伏見区横大路芝生26番地の2地先から 同区横大路朱雀43番地地先まで	86.80	7.96 ~ 16.05

(建設局土木管理部道路明示課)